

○富山市投票立会人候補者募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若年層の選挙への知識向上と理解促進に寄与することを目的に、公職選挙法（以下「法」という。）第38条及び第48条の2第5項に規定する当日投票及び期日前投票の投票立会人（以下「投票立会人」という。）の候補となる者を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 投票立会人の候補者（以下「候補者」という。）の募集は、市広報紙、市ホームページ、その他必要と認められる広告媒体等により行うものとする。

2 候補者の募集期間は、通年とする。

(応募要件)

第3条 次の各号すべてに該当する者は、候補者に応募することができる。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、応募日時点で満年齢が18歳から29歳までの者
- (2) 市永久選挙人名簿に登録され、かつ、法第11条に規定する欠格事由に該当しない者
- (3) 市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)第2条第2号の規定に該当しない者

(応募方法)

第4条 候補者に応募するときは、投票立会人候補者登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を富山市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(投票立会人候補者名簿)

第5条 委員会は、提出があった申込書を審査し、第3条に規定する要件を満たすと認めるときは、投票立会人候補者名簿(様式第2号。以下「名簿」という。)へ登録するものとする。

- 2 名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。
- 3 委員会は、前条の規定により候補者に応募した者(以下「応募者」という。)を名簿に登録したときは、投票立会人候補者登録通知書(様式第3号)により、応募者に通知するものとする。
- 4 委員会は、応募者を名簿に登録しないことを決定したときは、投票立会人候補者登録却下通知書(様式第4号)により、応募者に通知するものとする。

(登録期間)

第6条 名簿への登録期間は、登録の日から候補者が満年齢30歳に達する日までとする。

(登録事項の変更等の届出)

第7条 候補者は、登録事項に変更があったとき、又は登録を辞退したいときは、速やかに投票立会人候補者登録変更・辞退届(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

(登録事項の変更及び抹消)

第8条 委員会は、前条の規定による投票立会人候補者登録変更届の提出があったときは、直ちに名簿の登録事項を変更しなければならない。

2 委員会は、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその者を名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による投票立会人候補者登録辞退届の提出があったとき。
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 投票立会人の業務において正当な理由なく義務を欠くとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、委員会が登録を抹消する必要があると認めるとき。

(投票立会人の選任)

第9条 委員会は、選挙ごとに指定する当日投票所及び期日前投票所の投票立会人を候補者の中から選任することができるものとする。

(事務担当)

第10条 本要綱の事務は、富山市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）が担当する。

(個人情報の取り扱い)

第11条 委員会及び事務局が取得した個人情報は、富山市情報セキュリティポリシー、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)ほか関係法令に従い、取り扱うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月15日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

投票立会人候補者登録申込書

年 月 日

富山市選挙管理委員会委員長 様

富山市投票立会人候補者募集要綱第4条の規定により、次のとおり投票立会人の候補者の登録を申し込みます。なお、私は、富山市暴力団排除条例(平成24年富山市条例第13号)第2条第2号の規定に該当しない者であることを誓約します。

(ふりがな) 氏名	※ 本人が署名又は記名押印してください。		
立会人の種類	1 期日前投票所の投票立会人 2 当日投票所の投票立会人 ※ 希望する番号を○で囲んでください(両方可)。		
住所	〒 富山市		
生年月日	年 月 日(満 歳)	職業	
連絡先	TEL (自宅・勤務先・携帯) ※ 日中、連絡が可能な番号を記入してください。		
所属する政党 又はその他の 政治団体名	1 なし 2 あり (名称:) ※ 該当の番号を○で囲んでください。「あり」の場合は、所属政党・ 団体等の名称を記入してください。		
特記事項			

※ 詳細な日程等は、執行選挙ごとに別途連絡します。

※ 収集した個人情報等は、法律、条例等に基づき適切に管理します。

※ 事務局処理欄

受付日	年 月 日	選挙人名簿登録	有・無
登録日	年 月 日	投票区等	期日前投票所()
			当日 投票区
住民登録	有・無	その他	

様式第3号(第5条関係)

投票立会人候補者登録通知書

年 月 日

様

富山市選挙管理委員会
委員長

印

あなたを次のとおり投票立会人の候補者に登録したので、富山市投票立会人候補者募集要綱第5条第3項の規定により通知します。

・投票立会人候補者の区分 (期日前 ・ 当日)

(注1) 投票立会人の選任は、選挙ごとに行います。

(注2) ご自身がお住まいの投票区とは異なる場所での従事をお願いする場合があります。

(注3) 登録後であっても、選挙執行時に必ずお声がけするものではありません。

様式第4号(第5条関係)

投票立会人候補者登録却下通知書

年 月 日

様

富山市市選挙管理委員会
委員長 印

あなたを次の理由により、投票立会人候補者名簿への登録をしなかったため、富山市投票立会人候補者募集要綱第5条第4項の規定により通知します。

・理由

様式第5号(第7条関係)

投票立会人候補者登録変更・辞退届

年 月 日

富山市選挙管理委員会委員長 様

住所

氏名

※ 本人が署名又は記名押印してください。

投票立会人候補者の登録を変更・辞退したいので、富山市投票立会人候補者募集要綱第7条の規定により届け出ます。

1 変更

変更内容：

2 辞退

・期日前投票立会人候補者の登録

・当日投票立会人候補者の登録

(該当するものを○で囲んでください。)

※事務局処理欄

受付日	年 月 日	処理日	年 月 日
登録番号		その他	